

婚姻届の書き方と注意

海老名市役所窓口サービス課
直通 046(235)4870

1. 届出先

下記に該当するうちのどこか1ヶ所に届出をしてください。

- 夫の本籍地 ○ 夫の住民登録地 ○ 一時滞在地(挙行地等)
- 妻の本籍地 ○ 妻の住民登録地

2. ご持参いただくもの

① 婚姻届書1通及び戸籍謄(抄)本…通数などについては下記参照(海老名市役所に届出する場合)

婚姻前の本籍	戸籍謄(抄)本の通数
夫・妻ともに海老名市内のとき	添付不要
夫が海老名市内で、妻が海老名市外のとき	妻のみ1通必要
夫が海老名市外で、妻が海老名市内のとき	夫のみ1通必要
夫・妻ともに海老名市外のとき	夫婦ともに1通必要

※戸籍謄(抄)本は本籍のある市区町村から前もって取り寄せてください。

- ② 届出人の印鑑(届書に押印している場合)
- ③ 官公署発行の写真付きの免許証等(届出の際に本人確認させていただきます。お持ちでない場合は婚姻届を受理した旨のお知らせ文を住所地にお送りします。)
- ④ 個人番号カード(住所、氏名が変わる方) ※お持ちの方のみ

3. 届出書の書き方について(下記の①～③が不足している場合、受理できません)

①「婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍」の欄

- ・婚姻後の夫婦の氏欄… 婚姻後はどちらか一方の氏を称することになりますので、夫または妻の氏のどちらかの口に☑をしてください。なお、☑をしている側の方が婚姻後に戸籍の筆頭者になります。

※夫又は妻が外国籍の場合は☑をしないでください。

②「届出人署名」の欄

夫および妻それぞれの署名をしていただくことで、婚姻の意思を確認することになります。(押印は任意です。)

③「証人」の欄

成年の方2名の署名を必要とします。(押印は任意です。)

4. 受付時間及び受付場所(海老名市に届け出る場合)

婚姻届は24時間受付しております(全国共通)。なお、海老名市に届け出る場合、届け出る日や時間帯によって受付場所が下記のとおり変わります。

届出する日時	受付場所
平日 午前8時30分～午後5時15分	窓口サービス課 (市庁舎1階)
第1・第3土曜日の午前8時30分～午前12時	
上記以外の土曜・日曜・祝日・開庁時間外	守衛室(市庁舎1階西側)

※守衛室へ届出する場合は庁舎西側の入り口から入ってください。

5. 住所の変更について

婚姻するにあたって、住所等を変更する場合は、婚姻届の他に住民異動届(転入届・転出届など)が必要になります。なお、住民異動届の受付については、平日の午後5時15分以降・土曜日(開庁日以外)・日曜日・祝日についてはお取り扱いできませんのでご注意ください。

6. その他

- ・妻になる人は、離婚後100日以内の場合は婚姻できません。